

秋田県告示第173号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1第9号の表に次のように加える。

9	藤里町	令和3年4月1日
---	-----	----------

第1第40号を次のように改める。

40 削除

第1第72号の表に次のように加える。

7	小坂町	令和3年4月1日
---	-----	----------